

第 3 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和4年6月16日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和4年6月16日(木曜日)

午前10時5分開議
午前10時17分休憩
午前10時21分開議
午前11時20分休憩
午前11時24分開議
午後0時8分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和4年一般会計補正予算(第3号)
- 議案第9号 熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第4号)
- 報告第1号 令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち
- 報告第4号 令和3年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち
- 報告第7号 令和3年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について
- 報告第8号 令和3年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について
- 報告第9号 令和3年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について
- 請第36号 「地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願
- 請第37号 「地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求め

る意見書」の提出を求める請願

- 請第38号 「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願
- 請第39号 感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度を求める請願
- 委員会提出議案 地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書(案)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①水俣病対策の状況について
- ②「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果(令和3年度)
- ③第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について
- ④熊本県産あさりを守り育てる条例の制定について
- ⑤熊本県食品ロス削減推進計画の策定について
- ⑥熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて

出席委員(8人)

- 委員長 中村 亮彦
- 副委員長 荒川 知章
- 委員 鎌田 聡
- 委員 吉永 和世
- 委員 高野 洋介
- 委員 橋口 海平
- 委員 竹崎 和虎
- 委員 堤 泰之

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 小原 雅之
 政策審議監 横尾 徹也
 医監 山口 喜久雄
 環境局長 波村 多門
 県民生活局長 永江 昌二
 環境政策課長 江橋 倫明
 水俣病保健課長 入田 秀喜
 水俣病審査課長 枝國 智子
 環境立県推進課長 吉澤 和宏
 環境保全課長 村岡 俊彦
 自然保護課長 蓑田 公彦
 循環社会推進課長 福原 彰宏
 くらしの安全推進課長 東田 智裕
 消費生活課長 福永 公彦
 男女参画・協働推進課長 板橋 麻里
 人権同和政策課長 鈴 和幸

商工労働部

部長 三輪 孝之
 政策審議監
 兼商工雇用創生局長 上田 哲也
 産業振興局長 内藤 美恵
 商工政策課長 津川 知博
 商工振興金融課長 篠田 誠
 首席審議員
 兼労働雇用創生課長 工藤 真裕
 産業支援課長 辻井 翔太
 エネルギー政策課長 岡山 公明
 企業立地課長 工藤 晃

観光戦略部

部長 原山 明博
 政策審議監 府高 隆
 観光交流政策課長 久原 美樹子
 観光企画課長 川寄 典靖
 観光振興課長 石井 利幸
 首席審議員
 兼販路拡大ビジネス課長 前田 隆
 企業局

局長 竹田 尚史
 総務経営課長 亀丸 明弘
 工務課長 伊藤 健二

労働委員会事務局

局長 吉野 昇治
 審査調整課長 舟津 紀明

事務局職員出席者

議事課主幹 山本 さおり
 政務調査課主幹 近藤 隆志

午前10時5分開議

○中村亮彦委員長 ただいまから第3回経済環境常任委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、さきの補欠選挙で当選され、新たに本委員会の委員に堤委員が選任されましたので、一言御挨拶をお願いします。

○堤泰之委員 堤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○中村亮彦委員長 本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

なお、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。今回も、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載の2つのグループに分けて、議案等に関する説明を求めるとしてまいります。

まず、環境生活部の議案の審査を行い、休憩を挟みまして、商工労働部、観光戦略部、企業局の議案の審査を行います。

その後、再度休憩を挟みまして、付託議案

の採決を行います。

それでは、環境生活部の議案についての説明をお願いしますが、説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、小原環境生活部長。

○小原環境生活部長 環境生活部の議案等の説明に入ります前に、県産アサリの産地偽装への対応について御説明申し上げます。

アサリの産地偽装に対しては、アサリの入出荷や輸入に関する書面等を基に調査する必要がありますが、食品表示法では、書面の保存が努力義務であるため、現行の規定では、調査、ひいては産地偽装への対応の実効性に限界がございます。

このことについては、4月に、国に対し、アサリの実産地表示に関する書面の保存義務化及びその保存期間の設定について要望をいたしております。

県では、アサリの実産地偽装を根絶し、適正な流通販売を促進するため、国の制度改正を待たず、本県独自の取組として、今定例会に、実産地表示に関する書面の保存義務化及び保存期間、さらには保存義務に違反した場合の措置等を規定した熊本県産あさりを守り育てる条例を提案しております。

この条例案につきましては、農林水産常任委員会に付託、審議されていますので、当委員会においては、その他報告事項の中で御説明させていただきます。

なお、熊本県産と偽造されたアサリが流通していないかを確認するため、県内のスーパーマーケットや鮮魚店約600店舗について、先月調査を実施いたしました。

現在、調査結果を取りまとめているところでございまして、まとめ次第、御報告する

とともに、公表したいと考えております。

産地偽装は、消費者及び生産者を裏切る行為であり、絶対に許されるものではございません。食品表示法を所管する当部としては、引き続き、国や熊本市、関係機関と連携し、徹底した調査、取締りを進めるとともに、農林水産部とも連携し、引き続きアサリの産地偽装の根絶に全力で取り組んでまいります。

それでは、環境生活部関係議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係1件、条例関係1件、報告2件でございます。

まず、第18号議案の令和4年度熊本県一般会計補正予算でございます。

委員会説明資料、1ページをお願いいたします。

自然保護課で400万円余の増額をお願いしております。

この内容は、鳥獣保護センターにおける新型コロナウイルス感染症対策に係る施設整備に要する経費でございます。

これによりまして、特別会計を含めた環境生活部の令和4年度の予算総額は、179億4,600万円余となります。

次に、条例関係でございますが、第9号議案は、後ほど企業局から御説明申し上げます。

次に、報告でございます。

報告第1号の令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、水銀フリー推進事業費など9事業につきまして、総額3億7,400万円余を令和4年度へ明許繰越しを行うものでございます。

また、報告第4号の令和3年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については、国立公園満喫プロジェクト推進事業につきまして、総額1億2,700万円余を令和4年度へ事故繰越しを行うものでございます。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。

このほか、その他報告事項として、先ほど申し上げました熊本県産あさりを守り育てる条例や水俣病対策の状況についてなど5件御報告いたします。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○江橋環境政策課長 環境政策課でございます。

資料2ページをお願いします。

令和3年度の繰越明許費繰越計算書でございます。

水銀フリー推進事業費で、コロナ禍に対応した県民向けの啓発用動画作成に要する費用165万円余を繰り越しております。

これは、全額国のコロナ臨時交付金を財源として、令和3年度2月補正で計上した事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったためでございます。

環境政策課は以上でございます。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

3ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業費は、一定の断熱仕様の住宅リフォーム、新築を支援する事業です。

昨年中に完了しない補助対象の工事が発生したため、繰越しとなったものです。

対象が、住宅のリフォーム、新築ですので、本年度中には完了すると見込んでおります。

環境立県推進課は以上です。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

す。

説明資料4ページをお願いいたします。

環境衛生費の水道施設整備事業費につきまして、市町村と水道事業者が実施する耐震化等水道施設整備に関する交付金5,075万円を繰り越しております。

繰越しの理由ですが、補助事業者において、特注品の入手に時間を要し、工事施工に不測の日数を要したためでございます。

以上です。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

説明資料の5ページ、お願いいたします。

鳥獣保護費でございますが、450万円余の増額を計上しております。

右側説明欄、鳥獣保護センター費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、鳥獣保護センターの手洗い洗面の自動水栓化、自動洗浄便器等への改修及び空気清浄機等の設置を行います。

なお、本事業はコロナ臨時交付金を活用することとしております。

次に、6ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

1段目、自然公園観光施設等整備事業費でございますが、赤田公園ほか6か所において、転落防止柵の補修等で繰り越しております。

繰越しの理由でございますが、施設改修等に係る整備内容の検討、設計等に不測の日数を要したこと及び令和3年度2月補正で計上した事業で、十分な事業期間を確保できなかったものでございます。

2段目、自然公園観光施設等維持補修費でございますが、赤田公園ほか3か所において、駐車場の改修等を、また、3段目の国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業費では、上天草市の九州自然歩道の休憩所改修等を繰り越しております。

繰越しの理由ですが、共に施設改修に伴う設計等に不測の日数を要したためでございます。

4段目の国立公園満喫プロジェクト推進事業費でございますが、中岳中央火口園地ほか6か所におきまして、施設改修等を繰り越しております。

繰越しの理由ですが、昨年10月の阿蘇山の噴火に伴う立入り規制で計画の変更が必要になったこと、令和3年度2月補正で計上した事業もあり、十分な事業期間が確保できなかったためでございます。

5段目の自然公園施設等災害復旧費でございますが、梅檀轟園地ほか1か所の遊歩道の復旧でございます。

繰越しの理由ですが、両施設共に復旧方法の検討及び設計に不測の日数を要したため、繰越しとなったものでございます。

いずれの事業も年度内完了を予定しております。

次に、7ページをお願いいたします。

事故繰越の繰越計算書でございます。

国立公園満喫プロジェクト推進事業費でございますが、大観峰園地のトイレ排水施設の改修や阿蘇山上の施設整備で事故繰越となっております。

繰越しの理由でございますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、資材確保が困難になったこと及び阿蘇山の噴火に伴う立入り規制により計画変更が必要となり、不測の日数を要したためでございます。

いずれも年度内に完了見込みでございます。

自然保護課は以上でございます。

○東田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

8ページをお願いします。

令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

食品品質表示指導事業費として、1,584万円余を繰越しております。

これは、昨年度、アサリの産地偽装根絶に向けた取組として、令和4年2月1日に開設した産地偽装110番に寄せられた情報を端緒として、現地調査等を実施する体制を拡充するため、会計年度任用職員に係る経費、また、DNA検査等を実施するための経費、告発を検討するための弁護士費用等であります。

この繰越しの理由につきましては、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、今年度に繰り越させていただいております。

今年度、会計年度任用職員を採用し、現地調査、DNA検査等も実施し、年度内完了を目指しております。

くらしの安全推進課は以上です。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで5分間休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時21分開議

○中村亮彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に

一括して受けたいと思います。

説明については、商工労働部、観光戦略部、企業局の順で説明をお願いします。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いします。

また、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、初めに、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○三輪商工労働部長 皆様、おはようございます。商工労働部でございます。

今回提出しております議案の説明に先立ち、県内の景気、雇用情勢及び新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、概略を申し上げます。

初めに、県内の景気について、6月6日に公表されました日銀熊本支店の金融経済概観では、「感染症の影響が引き続きみられるもとで、基調としては持ち直している」とされています。

また、4月の本県の有効求人倍率は、1.37倍と前月から0.02ポイント下回っているものの、雇用、所得情勢については、「改善の動きがみられている」とされています。

今後とも、ウクライナ情勢、原油価格、物価高騰、新型コロナウイルス感染症等が県内経済に与える影響を注視してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

商工労働部では、事業復活おうえん給付金や資金繰り支援などにより県内事業者の事業継続を後押ししていくとともに、商工団体や調査機関等と連携して、コロナ禍が本県経済に与えた影響に関する調査にも取り組んでまいります。

国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策も最大限有効活用して、引き続き必要な経済対策をしっかりと講じていくことにより、感染拡大防止と地域経済の回復という2つの目標のベストバランスを追求してまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案の概要について御説明申し上げます。

資料の11ページをお開きください。

令和4年度6月補正では、補正額(b)の欄の下段でございますとおり、一般会計で42億6,800万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容としましては、経営体質改善等に向け、資本金劣後ローンを活用する中小企業の支援や商店街の維持継続のための計画策定等への支援がございました。

さらに、国の経済対策に係る追加提案分では、事業復活おうえん給付金に係る予算の増額に加え、中小企業組合が実施する価格転嫁に向けた取組への支援、また、工業団地等における再生可能エネルギーの共同利用に向けた支援などがございました。

また、令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書ほか1件について御報告いたします。

さらに、議案以外のその他の報告事項として、熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組について報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○津川商工政策課長 商工政策課です。12ページをお願いいたします。

令和3年度の繰越明許費繰越計算書でございます。

上段の営業時間短縮要請協力金交付事業費は、第6波に係る時短要請が本年1月21日から3月21日までであり、この要請に係る協力金の審査支払いが令和3年度内に完了しないため、繰越しをさせていただいたものです。

下段の飲食店認証事業費は、飲食店における感染防止のための認証制度の運用に係る経費で、本年度も継続して運営することとし、国のコロナ臨時交付金を財源として、2月補正で計上し、繰り越しているものです。

商工政策課は以上です。

○篠田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

13ページをお願いいたします。

商業総務費のまず1でございますが、商店街コロナ影響分析・継続計画策定支援事業は、商店街が取り組むコロナによる影響調査の分析及びポストコロナを見据えた商店街の維持発展のための計画策定に要する経費について補助をするものでございます。

2の国庫支出金返納金は、いわゆるグループ補助金により施設を復旧した事業者が、別の補助金を活用するため、グループ補助金の返還があることから、そのうちの国費相当分を国に返還するものでございます。

下段の中小企業振興費ですが、1の資本金劣後ローン促進補助事業は、日本政策金融公庫等の資本金劣後ローンを活用する場合、利子額の一部を補助することにより、財務体質の強化や経営体質の改善を後押しするものでございます。

14ページをお願いいたします。

2の(1)新型コロナ対応事業者支援総合補助金は、県独自の事業復活おうえん給付金の増額についてでございます。国の事業復活支援金及び県の事業復活おうえん給付金のこれまでの申請状況を考慮しますと、当初の見込

みを上回ることから、今回増額が必要になったものでございます。

(2)の中小企業者価格転嫁推進事業は、中小企業者が、原油価格、物価高騰等の上昇分を適切に価格に転嫁し、適正な利益が得られる事業環境を整備するため、専門家の派遣及び取引先、消費者への広報活動に要する経費について補助をするものでございます。

15ページをお願いいたします。

令和3年度の繰越明許費繰越計算書でございます。

6事業ございますが、1番目のまちなかにぎわい回復支援事業費から4番目のリボン企業創出支援事業費につきましては、コロナの影響を受けている事業者を支援するため、2月補正におきまして、増額及び予算化をお願いしたものでございまして、本年度に繰越しをしたものでございます。

下から2段目の中小企業等グループ施設復旧整備補助事業費は、いわゆるグループ補助金ですが、復旧に取り組む事業者が復旧設備の調達に不測の日数を要したことから、本年度に繰越しをしたものでございます。

一番下のなりわい再建支援補助事業費は、国の経済対策により、2月補正で予算化をしたものについて、本年度に繰越しをしたものでございます。

16ページをお願いいたします。

令和3年度の事故繰越し繰越計算書でございます。

なりわい再建支援補助事業費ですが、令和2年度の補正予算で事業費を計上し、令和3年度に繰越しをしたものですが、復旧工事の遅れにより、令和3年度までに事業が完了しなかったため、本年度に事故繰越しをしたものでございます。

現在、補助事業者におきまして、年度内に復旧工事が完了するよう取り組まれているところでございます。

商工振興金融課は以上でございます。

○工藤労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

17ページをお願いします。

6月補正予算について説明させていただきます。

最上段の労政総務費のテレワーク推進体制強化事業ですが、これは、テレワークの導入や活用に関する相談会や体験会を実施しまして、テレワーク等の多様な働き方のさらなる推進を図るために要する経費でございます。

次に、中段の職業能力開発校費につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止への対応としまして、高等技術専門校の体育館の既存トイレを改修するために要する経費でございます。

次に、下段の技術短期大学校費につきましては、昨今のデジタルトランスフォーメーションの進出等による環境の変化やTSMCの進出に伴う半導体関連産業の人材不足に対応するため、企業ニーズに迅速に対応できる高度な知識や技能を兼ね備えた技術者の育成に必要な機器を整備する経費でございます。

18ページをお願いいたします。

令和3年度に繰越しを行った事業について説明いたします。

1段目の職業能力開発施設拠点化推進事業費は、高等技術専門校の建物の再整備及び技能振興センターの設置に要する設計等の経費でございます。

調査、設計に時間を要したことから、繰越しを行ったものでございます。

2段目の外国人材受入事業者支援事業費は、外国人材が入国する際の水際対策に対応するための経費を補助する経費でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、入国する際の水際対策が継続されたことから、繰越しを行ったものでございます。

3段目の高等技術専門校管理運営費は、先

ほど御説明いたしました専門校のトイレ改修に要する経費でございます。

令和3年度2月補正で計上した事業でございまして、十分な事業期間を確保できなかったことから、繰越しを行ったものです。

4段目の技術短期大学校教育対策事業費は、技術短期大学校の照明設備改修工事、老朽化した照明設備の更新で、LED化に要する経費でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、半導体などの資材調達が遅れたことから、繰越しを行ったものでございます。

5段目の新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・確保支援事業費は、コロナ禍における県内の雇用維持、確保策をさらに促進するため、人手不足に悩む企業に対しまして、専門家を無料で派遣し、伴走型支援を行うために要する経費でございます。

令和3年度2月補正で計上した経費でございまして、十分な事業期間を確保できなかったことから、繰越しを行ったものでございます。

6段目の新型コロナウイルス感染症対応再就職支援プログラム事業費は、新型コロナの影響により、解雇、雇い止めを余儀なくされた失業者等を人材派遣会社において雇用しまして、就業に必要な研修を実施した後、県内の人材が不足している分野の企業に派遣し、派遣先企業への就職を促進するために要する経費でございます。

令和3年度2月補正で計上した事業でございまして、こちらも、十分な事業期間を確保できなかったことから、繰越しを行ったものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。

○辻井産業支援課長 産業支援課でございます。

補正予算及び繰越しについて、計4点御説明します。

19ページをお願いします。

まず、令和4年度6月補正予算でございます。

産業技術センター費です。

(1) 県内中小企業のポストコロナ対応のための支援基盤整備事業です。

ポストコロナに向けた地域企業の支援ニーズに対応するための最新分析機器等を整備することで、当センターの支援基盤を拡充し、県内中小製造業等の競争力強化をより一層後押しするものでございます。

(2) 基盤システム再構築によるDX推進事業です。

産業技術センターの基盤システムを再構築することで、地域企業の産業技術センター利用に係る手続のオンライン化等を可能とすることで、相談者の利便性向上を図るものでございます。

20ページをお願いします。

令和3年度の繰越しでございます。

ものづくり産業等デジタル化推進事業費は、コロナ禍で影響を受けた県内企業が行うコロナ対策及び生産性向上と業績改善に向けたデジタル機器等の整備に対して助成を行う事業です。

繰越しが必要となった理由といたしましては、令和3年度2月補正で増額させていただいた事業であり、令和4年度も引き続き実施する必要があることから、繰越しを行ったものでございます。

続きまして、半導体産業推進ビジョン策定事業費です。

本事業は、TSMCの熊本進出を県内産業の振興と県経済全体の成長につなげていくため、本県の半導体関連産業振興施策の方針となるビジョンを策定するものです。

こちらは、令和3年度2月補正で前倒しで計上させていただいた事業であり、令和4年度も引き続き実施する必要があることから、繰越しを行ったものでございます。

産業支援課は以上でございます。

○岡山エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

21ページをお願いします。

6月補正予算です。

新規事業の再エネ100チャレンジ工業団地等形成支援事業です。

これは、再生可能エネルギーを活用した分散型電源の導入とその効率的な共同利用に取り組む事業者に対して経費の一部を助成するものです。

エネルギー政策課は以上です。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

22ページをお願いいたします。

令和3年度の繰越明許費繰越計算書でございます。

企業誘致環境整備事業費は、誘致企業の立地に伴い、菊陽町が管轄する公共下水道施設について、県が町から受託し、工事を行うものでございます。

令和3年度9月補正及び11月補正で議決いただいたものでございますが、工事の完了に必要な事業期間を確保できなかったことから繰越しを行ったものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○中村亮彦委員長 次に、観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、原山観光戦略部長。

○原山観光戦略部長 観光戦略部関係の議案の説明に先立ちまして、県内観光の現状について御説明申し上げます。

県では、これまで、県内旅行助成事業、くまもと再発見の旅等を実施し、落ち込んだ観光需要の喚起に努めてまいりました。その結

果、県内主要39宿泊施設への調査では、宿泊者数は、本年3月から5月まで3か月連続でマイナス幅が縮小し、回復傾向にございます。

なお、昨日、岸田首相の記者会見において、新型コロナの感染状況の改善が確認できれば、7月前半から全国を対象とした観光需要喚起策を実施する旨の発言がありました。

県としては、国の動向を注視しながら、切れ目のない観光需要喚起を図ってまいります。

また、海外との人流回復に向けた動きも進んでおり、6月10日からは、添乗員つきパッケージツアー客限定などの条件付で外国人観光客の受入れが再開されています。

こうした明るい兆しの一方で、ウクライナ危機等による原油高、物価高騰といった課題にも直面しており、困難な状況にある観光産業を引き続きしっかりと下支えしていく必要があると考えております。

その上で、国内外における人流の回復基調を踏まえまして、旅先として熊本を選んでもいただけるよう、引き続き、ウィズコロナ、ポストコロナに対応した新たな観光スタイルの確立やスポーツツーリズムの推進などに積極的に取り組んでまいります。

それでは、観光戦略部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

資料、23ページをお願いいたします。

国の総合緊急対策の決定を受け、一般会計で11億6,200万円余の増額をお願いしております。

主なものとして、環境に配慮した宿泊事業者の受入れ環境整備の支援や誘客加速化に向けた熊本の魅力発信、また、消費低迷や物価高騰の影響を受けている県産品の消費拡大等に取り組むための予算を計上しております。

あわせて、ウクライナからの避難民に対する支援を行うための予算も計上しております。

また、繰越明許費及び事故繰越についても御報告させていただきます。

詳細については、この後、担当課長から御説明いたします。

今後とも、観光産業の回復と地域経済の再生に向け、しっかりと取り組んでまいります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

24ページをお願いいたします。

諸費について、増額補正をお願いしております。

ウクライナからの避難民受入れについては、既に1名の避難民の方が熊本での生活をスタートされています。日本財団等からの生活費等の支援金が支給されるまでの間、当座必要となる支援金を1人10万円支給する予算、そして、きめ細かに相談対応や各種生活の手続に対応する専属の職員を外国人サポートセンターに設置する経費について計上しております。

庁内横断で組織するプロジェクトチームをはじめ、市町村や関係機関としっかりと連携し、きめ細かに寄り添いながら支援してまいります。

下段、観光費について、増額補正をお願いしております。

ヘッドマウントディスプレイを装着して仮想空間を表示するVRの技術や、写真を撮るようにスマートフォンを掲げて画面上にキャラクターなどの仮想の情報を表示するARの技術など、デジタル技術と漫画、アニメを掛け合わせて、新たな観光体験の実現に向けたモデル事業を実施する予算でございます。

本県の強みである漫画、アニメ等のコンテ

ンツとウィズコロナも意識したデジタル技術の活用により、満足度の高い新たな観光スタイルの実現に向けて取り組んでまいります。

25ページをお願いいたします。

令和3年度に繰越しを行った事業について御説明いたします。

『ONE PIECE』連携復興応援事業につきましては、昨年12月補正でお願いしました10体目となるジンベエ像について、製作に7か月程度かかるため、繰り越したものでございます。

中段、熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業につきましては、昨年9月補正、そして、2月補正でお願いしました旧東海大学阿蘇キャンパスに整備を進めております体験・展示施設に係る整備費について、年度内の完了が見込めず、繰り越したものでございます。

下段、飲食店認証取得促進事業費につきましては、2月補正において増額しました令和3年度分の申請の追加分と令和4年度新規申請分を繰り越すものでございます。

観光交流政策課は以上でございます。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございます。

26ページ、6月補正予算について説明させていただきます。

観光費説明欄の1、観光客誘致対策費として、7億700万円余を計上しております。

(1) 宿泊事業者による環境に配慮した受入環境整備支援事業は、コロナ禍の長期化や原油価格の高騰により、必要な設備投資の先送りが懸念されることから、環境に配慮した持続可能な観光の推進に取り組む宿泊事業者への助成に要する経費でございます。

(2) 民間活力によるくまもと誘客加速化事業は、民間事業者が実施する熊本の魅力を発信するイベントの開催などを支援することにより、オール熊本で県内外からの誘客の加速

化を図ってまいります。

(3) デジタルマーケティング事業は、デジタル媒体による情報発信を通じ、本県観光の認知度向上、観光客及び観光消費の拡大を図る事業に要する経費です。

(4) プロスポーツによる地域活性化事業は、コロナウイルスの影響により観客動員数が伸び悩む県内プロスポーツにおいて、新たなファンの獲得や対戦チームへの観光PRなどにより、本県への誘客促進を図る事業に要する経費でございます。

続きまして、27ページです。

2の観光基本計画促進費です。

野外コンサート施設運営事業ですが、熊本県野外劇場アスペクタの持続可能な施設運営の実現を目指し、照明設備、トイレ、空調設備などの整備に要する経費でございます。

3、観光施設整備事業費です。

観光標識整備事業ですが、安全で満足度の高い観光受入れ環境を実現するため、老朽化、情報が更新されていない観光標識の補修、多言語化などに要する経費でございます。

以上、観光企画課、6月補正予算といたしまして、合計9億9,700万円余をお願いしております。

続いて、28ページ、繰越明許費の御報告でございます。

MICE等誘致促進事業費については、新型コロナウイルス感染症の影響で大規模集客イベントを延期したことから、繰越しをさせていただきます。

2段目、被災地域産業再興支援事業費は、令和2年7月豪雨により被災した観光地域の受入れ環境整備や体験型旅行商品の造成などに取り組む事業ですが、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから、繰越しをさせていただきます。

3段目、スマート観光提案型システム構築事業費は、海外の旅行会社などに対して旅行者の希望に沿った最適な観光ルートの提案を

行うスマート観光提案型システムの構築を行う事業です。

システム構築に当たり、事業者との協議に時間を要したことにより、繰越しをしております。

4段目、野外コンサート施設整備事業費は、アスペクタの高圧電気設備の復旧工事に係るものです。

年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから繰越しをしております。

5段目、先進的なサイクリング環境整備事業費は、インバウンドに対応したサイクリング環境を整備するため、人吉・球磨サイクリングコースのPR動画の作成及びサイクリングマップの多言語化を行うものです。

こちら、事業実施に必要な期間を確保できなかったことから、繰越しをしております。

最後に、29ページです。

事故繰越の繰越計算書になります。

被災地域産業再興支援事業費です。

これは、令和2年7月豪雨被災地などにおいて、イベントの開催などに要する事業ですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期したことから、事故繰越の上、今年度に事業を実施するものでございます。

観光企画課は以上です。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

30ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

まず、「くまもと再発見の旅」（追加分）については、県内での宿泊及び日帰り旅行の助成を行うくまもと再発見の旅について、令和3年度2月補正で予算を増額し、繰越しを行ったものでございます。

現在、利用対象者を九州全域に広げるとともに、利用期間を6月末まで延長して実施しております。

次に、「G o T o トラベル事業」（くまもと版）は、国が実施を予定しておりますG o T o トラベル事業の後に、ソフトランディング措置として県が実施するG o T o トラベル事業の経費として、令和3年度2月補正で計上し、繰越しを行ったものでございます。

くまもと再発見プロジェクトは、県内を巡る旅行者に特典付きの電子クーポンを配付し、周遊性を高める事業等について、令和3年度2月補正で計上したものであり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰越しを行ったものでございます。

最後に、修学旅行おもてなし支援事業は、本県へ修学旅行で継続的に訪れている学校に対して、生徒の思い出になるノベルティーを配付する事業として、令和3年度2月補正で計上したものであり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰越しを行ったものでございます。

観光振興課は以上です。

○前田販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課です。

31ページをお願いします。

6月補正予算について説明します。

上段、農業総務費です。

アジアマーケット販路開拓支援事業につきましては、県内農産物生産者は、昨今のコロナ禍による消費低迷や原油及び原材料高騰により厳しい状況にあるため、農産物の主要輸出先であるアジアの市場において、新たな需要と販路の開拓を目指すものです。

具体的には、現地小売店や飲食店バイヤーに向けた野菜等を使った料理イベント、インフルエンサー向けに、試食セミナー開催による情報発信、また、料理動画や料理レシピ等のPRツールの作成、配布に係る経費です。

下段、商業総務費です。

くまもと県産品魅力発信緊急支援事業につきましては、原油価格や物価高騰による製造

コストの増加を受け、収益悪化や消費低迷に直面する県内事業者を消費拡大キャンペーン等により支援するものです。

具体的には、アンテナショップである県物産館や銀座熊本館及び県物産振興協会ECサイトにおけるポイント還元や送料無料キャンペーンを実施します。また、酒販店における県産酒プレゼントキャンペーン、さらに、県内事業者と小売店、インフルエンサーの連携による商品開発及びフェアの開催等によるプロモーション展開に係る経費です。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○中村亮彦委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

まず、竹田企業局長。

○竹田企業局長 今回提出しております企業局関係の議案は、先ほど環境生活部長から説明がありました条例関係が1件、それから報告が3件でございます。

まず、第9号議案の熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、現在進めております緑川第一及び第二発電所のリニューアル工事に伴い、電気事業の関係規定を整備するものであります。

次に、報告ですが、地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度の電気事業における建設改良費の繰越し及び事故繰越し並びに工業用水道事業における建設改良費の繰越しの3件について報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、総務経営課長が説明いたします。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○亀丸総務経営課長 総務経営課でございま

す。

まず、議案第9号、条例改正議案について御説明いたします。

資料のほうは、9ページをお願いいたします。

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、次の10ページの条例案の概要で御説明いたします。

2、改正の内容を御覧ください。

今回の改正内容は、現在リニューアル工事を行っている緑川第一発電所及び第二発電所の発電設備の更新に伴い、最大出力を改めるものでございます。

(1)の緑川第一発電所につきましては、2万8,500キロワットを2万9,000キロワットに、(2)の緑川第二発電所につきましては、6,100キロワットを6,400キロワットにそれぞれ改正いたします。

3の施行期日でございますが、それぞれ更新後の発電設備による運転を開始する予定の日を施行日としております。

続きまして、令和3年度予算の繰越しに関して、3件御報告申し上げます。

資料の32ページをお願いいたします。

まず、電気事業の建設改良費の繰越しです。

建設改良工事に関する経費の繰越しでございます。

翌年度繰越額の欄に記載のとおり、繰越額は合計で23億6,000万円余となります。

表の1件目から5件目までが緑川発電所のリニューアル工事関連、また、最下段が緑川発電所の放流警報装置更新工事に関するものでございます。

繰越しの理由といたしましては、右側の説明欄に記載のとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響による部材の納期の遅延などにより不測の日数を要したこと、また、関連する工事の繰越しに伴うものなどです。

次に、33ページをお願いいたします。

電気事業における事故繰越の報告です。

繰越額は、合計で5,200万円余となります。

地方公営企業法では、建設改良費以外の修繕費や除却費などの経費に関する繰越しは、事故繰越として取り扱います。

表の1件目から3件目までは、先ほど説明いたしました緑川発電所のリニューアル工事などに伴って生じる設備の除却費などの繰越しです。

4件目は、ダムと発電所の遠隔監視や状況確認等などを行うための監視カメラの修繕でございますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、監視カメラの納期が遅延したため、繰り越したものでございます。

最下段は、発電所リニューアル工事を行っている施設が所在する3町村に対する地域振興のための交付金です。そのうち、1つの町において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により備品の納期が遅延し、町の事業が年度内に完了しなかったものでございます。

34ページをお願いいたします。

工業用水道事業の建設改良費の繰越しです。1事業1,100万円余となります。

苓北工業用水道における都呂々ダム管理事務所の建築設備改修工事ですが、これも、新型コロナウイルス感染拡大の影響により設備機器の納期が遅延したため、繰り越しております。

説明は以上でございます。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、

着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○竹崎和虎委員 御説明ありがとうございます。

観光戦略部長さんの総括説明の中で、コロナの感染状況の改善があれば、全国を対象とした観光需要喚起策の実施があるかもしれないということで、誘客加速化に向けて、熊本の魅力の発信をしていくというお話がございました。

それを受けての、ページは26ページになるんですけども、観光企画課さんのほうから、新規で、コロナ対策分で、1の(2)の民間活力によるくまもと誘客加速化事業についてなんですけれども、どういった地域、どういった方を対象にやっていくやつなんですかね。教えてください。

○川寄観光企画課長 観光企画課です。

まず、地域ですけれども、その背景として、県のほうで、その宿泊需要喚起策ですとか、行政である程度旅行需要の喚起を一生懸命やっております。ただ、これだけでは、旅行者を一気に全国各地が奪い合いになる中で、やはり限界があるということで、民間の力も思い切り活用できればなというふうに考えて提案させていただいております。

場所については、県内での誘客イベントは、これは当然ですけれども、県外でのプロモーションの経費とか、例えば、東京、大阪から熊本へ誘客するための東京、大阪各地でのそのプロモーション経費とか、そういった取組も、民間が行われる場合は、お手伝い、支援できればなというふうに考えております。

○竹崎和虎委員 昨日、報道で、西九州新幹線ですか、長崎のほうのやつが、あと100日ということで、恐らく長崎さんも、それを機

に、いろいろやっていかれると思いますけれども、そういうのに負けないように、やっぱり関西圏、中国圏辺りからももちろんですけども、全国に向けて民間さんと協力してやっていかんと、ちょっと今おっしゃられた取り合いというか、そうなったときに、やっぱり熊本を選んでいただけるようにしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○鎌田聡委員 すみません。12ページ、商工政策課で、繰越関係でありました第6波の時短のこの協力金ですよね。どうですか、もう数か月たっておりますけれども、今現在の状況ですね。どれだけの支払いがあって、まだどれだけの支払いがあとということをおっしゃっていただけますか。

○津川商工政策課長 商工政策課でございます。

こちらに上げているのは、第6波に係る協力金になっておりまして、現在、申請件数が、これが第6波がちょっと期間が長かったものですから、2期に分けて申請をお願いしております。おおよそそれぞれ7,600件ほどずつの申請がっております。

現在の支払いの状況でございますけれども、ほぼ終わっております、残り100件弱となっております。残っている部分につきましては、これはいろんな資料がまだちょっと不備があったということで、そういったものについて、今やり取りをさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、大体申請件数が1万5,000～6,000ぐらいということですね。で、大体終わっているということですけども、あと、こういった、かなりやっぱり長期にわ

たった時短とコロナにおける影響、このことによって、どうですか、やっぱりもうやめられた飲食店というのは、どのくらい6波であったんでしょうか。

○津川商工政策課長 6波の後にやめられた等の飲食店ということでございますけれども、すみません、その辺りのデータにつきましては、ちょっと現時点では手持ちをしておりません。

○鎌田聡委員 多分、時短協力金で、大分これが助けになられて、事業継続されていると思いますけれども、それでもやっぱり難しかった方々がいらっしゃるんじゃないかと思っておりますので、この時短協力金の効果も含めて検証するときに、どれだけ、どうだったのかというのをしっかり後ほど出していただきたいなと思いますし、まだ、感染状況も、最近の状況を見ますと、あまり低くなっていないような状況がありますから、それでも飲食店はかなりにぎわいは取り戻してきておりますけれども、そういったものも含めまして、今後の対策というのが、この時短でやるのか、ほかのまたいろいろな対策も講じるべきなのか、そういったものを含めて考えていかなきゃならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

引き続き、すみません、24ページですね。

観光交流政策課のこのウクライナの避難民の受入れ支援ということで、現在1名の方ということでありますけれども、ちょっとよく私も把握しておりません、1人10万円を今支給されるということと、いろいろ相談体制の強化ということだったと思いますが、今市町村に2つか3つ県内やられているかなと思いますけれども、そこのお金はどっちがやるとか、その住まいはどうするとか、今の受入れの体制、支援策というのをちょっと教えていただきたいと思います。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

ウクライナ関係の支援ですけれども、庁内のほうでプロジェクトチームをつくりまして、住まいについては、県営住宅の提供もしておりますが、あわせて、県営住宅がどうしても県内の限られたところに立地している関係で、市町村において、公営住宅の提供を4月の段階でお願いをしております。幾つかの市町村において、支援のほうをしたいという申出も受けておまして、相談が寄せられた際、誘導を図っているところです。

それから、支援金のほうなんですけれども、政府のほうでの支援、そして日本財団のほうでの支援、そして今回、この交付金を使って、多分、いろんな都道府県や市町村のほうで、同じようなウクライナの支援を出すということで、様々な方面からの支援金が入っております。

で、基本的には、生活費やこの国に来るまでの渡航費、そういったものについては、国、そして日本財団のほうで支援をされる。それから住まいにつきましても、県営住宅等でない場合については、一部そういう補助をしているという段階ですが、申請に若干時間がかかるということも聞いておまして、今回、その部分を手当てする予算を私どものほうで用意をしております。

あと、市町村さんのほうでも、各種の支援策を今回いろいろな議会でも出されておりますので、この議会終わりましたら予算をお認めいただきました際には、もう一回市町村のほうと連携会議をしまして、支援の内容の一覧を作るような形で進めていきたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 今は、1名、県内で1名なんですよね、今。これからまたそういった方々が来られる可能性もありますので、支援の内

容はいろいろあると思います。これからメニューつくられるということでもありますから、しっかりと分かりやすくつくっていただきたいと思ひますし、だから、この申請の手続を、どこで、誰が、どうサポートするという仕組みになっているんですか。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

様々な機関への手続、各種の手続に大変ウクライナの方々も困っていらっしゃるという現状がございますので、いろんな機関に行くときに付添いでついて行って、語学的な部分からも含めて、付添いでサポートするような、そういう職員を県のサポートセンターの中に置いて、ワンストップで対応する予定としております。

○鎌田聡委員 もう非常にありがたい対応と思ひますけれども、これは何名ぐらい、そういった付添いの方は準備されるんですか。

○久原観光交流政策課長 現在1名分の予算を計上しております。仮に、今後増えてきて、対応が必要となる場合については、適宜、また補正なり何なりをお願いをしていくかもしれません。

○鎌田聡委員 はい、分かりました。

これから、まだロシアのウクライナ侵攻、ずっと長引いておりますから、かなりのやっぱり避難民の数というのも想定されると思ひますから、そういった状況に応じて、やっぱり臨機応変に対応していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

○吉永和世委員 18ページ、繰越明許費の中の外国人材受入事業者支援事業費、これはもう本当に早急に対応いただいたというイメージがございまして、本当にありがたいというふうに思っております。

外国人材の受入れとなりますと、選ばれるといいますか、要は、熊本が選ばれる、日本が選ばれるということで、対応というのが非常に重要になってくるのかなと思うんですけども、私がコロナの前にフィリピンに行ったときに言われたのが、日本が選ばれにくくなってきている。それは賃金面においてだったというふうに思うんですけども、やはり選ばれなくなると、受入れしたくても来ないという状況になってしまうので、やっぱり受入れ環境というのが非常に重要になってくるのかなというふうに思うんですけども、そういった面で行きますと、この事業ってすごくありがたかったと思うんですけども、やっぱり地元のそういう外国人材を受け入れている企業との連携といいましょうか、今後さらにそれをまた受け入れようとする企業があるとすれば、そういったところのやはり連携というのは非常に大事になってくるのかなというふうに思うんですけども、そこら辺の何か取組というのはなされているんですか。

○工藤労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

外国人受入れ、実習生とか特定技能等ございますけれども、そういった方々の受入れについて、日本、熊本における魅力が低下しているというようなお話を聞かれたというお話かと思えます。

私どもとしましては、県としてできることとしては、そういった外国人就労について、外国人の就労サポートセンターを設けておりまして、そういったところで外国人の方の相談に寄り添うことで、金銭的な部分は難しゅ

うございますけれども、そういった方の不安であったり、そういったものを解消して、引き続き熊本で従事したいという気持ちにつながっていかばと思っております。

また、今年度から、そういう受入れ事業者に対する外国人向けの教育専門家を派遣する事業を予定しております、そういった事業者、そういう外国人就労に対する知識であったりノウハウを高めていただく活動を始めたと思っております。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

すみません、少し私どものほうの取組も御説明いたします。

企業との間の様々な外国人の労働者に係るトラブルということではないんですけども、いろんな事例がありますので、そういったものを解消するために、今年度から、市町村において、地元の企業さんと、各種外国人に携わられる郵便局であるとか、あと地元の区長さん、そういった方々を全て取り込んだ形での市町村における外国人の受入れ協議会というのを設立していただく経費について、県のほうでアドバイザーを派遣してコーディネートをしていくという予算を計上しております。やはり地元でのそういった理解というのが大切ということがございますので、市町村のほうと連携して側面支援という形で取り組んでまいります。

○吉永和世委員 しっかり準備されて取り組んでいらっしゃるし、新たに取り組む準備をされているし、安心してはいたしましたが、やっぱり外国人材、今後さらに必要となってくるのかなというふうに思いますので、選ばれる日本であってほしいし、その中でも選ばれる熊本というのを実現していくというのは、それは非常に大きな取組というか、大きな課題だというふうに思っま

すので、ぜひ頑張っていたきたいと思えますし、多分、日本で働いていらっしゃる方々の家族は、日本に来られるということが多くなってくるのかなというふうに思ったりもしますので、やはりそういったものは観光面においても非常に影響してくるという部分があるのかなと思いますので、その熊本らしさというか熊本の魅力、それは、観光面だけじゃなく、そういった外国人材に対する対応というところも非常に結びつくのかなと思いますので、そこら辺しっかりと対応いただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに。

○橋口海平委員 26ページ、一番下のプロスポーツによる地域活性化事業、これをちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございます。

プロスポーツによる地域活性化事業についてですが、新型コロナウイルスの影響で、かなり観客動員数が、3つのプロスポーツチームの主催試合などで物すごく減少をしております。

もう言うまでもないんですけども、スポーツは私たち県民をやはり元気にするという力がありますので、サッカーのロアッソ熊本をはじめ、県民挙げて応援をしたいというような思いであります。

そういうことで、今回落ち込んだプロスポーツチームの観客をもう一回盛り上げるために、招待チケットの補助ですとか、あるいはアウェーから来られた方たちに対して熊本の観光情報を発信するとか、そういった経費をプロスポーツチーム3チームに対してお手伝いをさせていただいて、その試合の場を通じて観光客の誘客につなげていければなという

ふうに考えております。

○橋口海平委員 他県から来る方に観光情報とかを渡すということであれば、例えば、再春館のバドミントンとか、これもプロですよ。そういうのとか、V2のフォレストリーグズは社会人になるのかな。そういったのもあると思うので、そういうところとも、チケットとかそういうのは予算のいろいろ都合があると思うので、そういう情報発信とかの部分とか、いろんなイベントとかには、そういうほかのチームにも声かけていいんじゃないかなと思っておりますので、どうか御検討いただきますようよろしくお願いします。

○川寄観光企画課長 今御紹介しましたプロスポーツチームの3チームについてですけれども、県と地域連携協定をまず結ばせていただいて、一緒になって熊本を盛り上げていきますということで、お互いに連携し合いながらやっておるところです。そういうことで、まずは3チームを連携協定に位置づけられたということで、まずは支援をしているところです。

御提案いただきました内容については、また御相談をさせていただきたいと思います。

○中村亮彦委員長 ほかにありませんか。

○高野洋介委員 14ページですけれども、新規事業の中小企業者の価格転嫁のやつですけれども、これは、あんまりちょっとイメージが、私、頭が悪いからつかないかなと思ってはいるんですけども。例えば、中小企業、小規模事業者が仕入れとかが上がって、この金額が適正なのかなといったときに、適正じゃないって判断したときに専門家を呼んで勉強をしようということなんですけれども、専門家とはどういう人たちが来るんですか。

○篠田商工振興金融課長 中小企業診断士とか、あと、これまで金額が上昇したときに価格転嫁をしてきたことで、それで、専門家というか、これまでの経験をされた方と呼ぼうと思っています。基本的には、中小企業診断士を考えております。

○高野洋介委員 ということは、その申請する窓口というのは、商工会だとか商工会議所だとか中央会だとかってあるんですけども、そこに入っていらっしゃらない方は、どこに相談窓口があるのかなと思いますけれども。

○篠田商工振興金融課長 そういった団体に加盟していらっしゃらない方でも、今度、今委員がおっしゃられたように、中小企業団体中央会を窓口にとっております。

基本的に、中小企業団体中央会は、480ぐらい団体がありますけれども、420ぐらいは団体に加盟されておられます。で、残りの60団体ぐらいありますけれども、その団体にも、広く県としてPRする形で、中小企業団体中央会を使っていたらいいなというふうに思っているところでございます。

○高野洋介委員 多分、そこに入っていらっしゃる方は、やっていらっしゃるし、これまでもやってこられたと思うんですけどね。だから、多分今から厳しいのは、物すごく小さい、例えば居酒屋の人とか、焼き鳥屋さんとかですよ。1本80円で今まで売ってたのが、80円じゃもう利益が上がらんごんなったぞで、これを90円にするか100円にするかしたときに、今度はお客さんが来なくなるんじゃないかという反動もあると思うんですけどね。

だから、そういったところをきめ細かく、皆様方がどういうふうにその専門家に相談をする体制をつくっていくのかというのが大事だと思いますし、プラスして、昨日も、RK

Kだったかな、出てたんですけども、ちょっとことは違うんですけども、養殖業者ですよ。養殖業者は、餌をやってコストが上がる、発泡スチロール代もお金上がる、今度は輸送にもお金がかかるので、トリプルパンチなんですよね。だから、もう今まで見直してきてるんですけども、ずっと企業努力は。

だから、もうちょっとそういったところも含めて、経済委員会としては、農林水産業も含めて、建設だったら建設業も含めて、やっぱり総合的な経済の活性化をするために、そういった形での取組というのを今後ぜひやってもらいたいなというふうに思ってますので、もうこれから多分そこが非常に大事なところになってくると思いますし、私は、燃油はそうそう下がらないと思ってます。来週も上がるという予想がされてますので、そこをちょっとシビアに推移を見ながらやっていただきたいなと思ってます。

次、いいですか。

○中村亮彦委員長 はい。

○高野洋介委員 先ほど、原山部長の総括説明の中で、6月10日からの添乗員付きのパッケージツアーがあったんですけども、国から示された条件というのが、非常に旅行業者に厳しいような条件を示されているというふうに思いますが、それについて、県は情報は入ってきてますか。

○石井観光振興課長 今回インバウンドのほうが開かれましたけれども、添乗員付きパッケージツアーという形でかなり絞られて、なおかつ、受入れの入国の空港も国内の主要空港5つに限られているという分でございます。国のほうからは、一度説明会はありましたけれども、それについてはガイドラインを国のほうがつくりました。その内容を説明はいただいたんですけども、それ以上の説明

のほうは今あっておりません。

ただ、うちのほうとしましては、受入れに当たっては、やはり県民の方も一部不安に思っているところもあるかと思えますので、そういった部分の解消を図るためにも、あわせて、外国人観光客の方が本県で観光を楽しんでいただくと、そういったためにも、健康福祉部と連携して、インバウンドの受入れ手順を分かりやすくまとめたものをお示ししたいというふうに思っております。今その準備を進めているところでございます。

以上です。

○高野洋介委員 ありがとうございます。

恐らく、相当旅行会社に負担があるような条件になっていると私は感じてます。

例えば、コロナ陽性者が1人出ただけで、濃厚接触者は、そのグループから離脱して、隔離されて、検査、検査ですと多分待機しなきゃいけないんですよ。そこの待機場所というのも、まだ正式に決まってない。それこそ、健福と連携して宿泊療養施設を活用するとか、そういう形で、もう少し旅行会社とも密に連携取りながら、安心して旅行ができるという広報を熊本県としてやったほうが私はいいと思いますし、それが先ほどの吉永先生の話じゃないですけども、選ばれる日本、選ばれる熊本というのにもつながってくるのかなというふうに思いますので、しっかりと旅行会社と連携を図ってもらって、負担が限りなくなくなるような活動をぜひやっていただきたいなと思っております。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで5分間休憩いたします。

再開は、11時25分からといたします。

午前11時20分休憩

午前11時24分開議

○中村亮彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第9号及び第18号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第36号及び第37号を議題といたします。

請第36号及び37号については、内容が全く同じですので、執行部から一括して状況の説明をお願いします。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

請第36号及び請第37号、地方消費者行政に対する国の財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書の提出を求める請願について御説明します。

地方消費者行政に係る国の交付金制度が、平成30年度に大幅に見直されております。

具体的には、地方消費者行政強化交付金のうち、市町村の消費生活相談員人件費等に充当できる推進事業分は、平成29年度まで全国ベースで45億円でしたが、平成30年度以降、順次減額され、令和4年度は24億円と、平成29年度との比較で47%減となっております。

これを受けて、本県への交付額も、平成29年度の約1億1,500万円から、令和4年度の

約4,100万円と、半分以下に減少しております。

これに伴い、市町村への補助金も減額を余儀なくされており、相談員人件費及び研修費を除く事業の縮小、廃止を行わざるを得ない状況となっております。

昨年6月の県議会でも同様の請願が行われ、御採択いただいております。

また、県としても、全国知事会や国への施策提案など、機会を捉えて交付金の充実を要望しており、県内市町村においても、市長会や町村会を通して要望が行われております。

県民生活、ひいては国民生活の安定の基礎を担う地方消費者行政を安定的に推進するためにも、地方消費者行政に対する国の財源措置は不可欠と考えております。

説明は以上です。

○中村亮彦委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第36号及び37号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第36号及び37号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認めます。よって、請第36号及び37号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第36号及び37号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（意見書(案)配付）

○中村亮彦委員長 配付は終わりましたか。
——今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認め、この意見書(案)により、議長宛て提出することに決定しました。

次に、今回付託された請第38号を議題といたします。

請第38号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

請第38号、消費者自立のための生活再生総合支援事業の継続を求める請願について御説明します。

この生活再生総合支援事業は、多重債務者や熊本地震の被災者などの生活再生の支援が必要な県民に対し、面談による家計診断、生活指導を行い、また、弁護士等の法律専門家による債務整理の支援や、必要に応じ、臨時的な生活資金の貸付けまで一貫した支援を行うものでございます。事業は、平成22年度から、グリーンコープ生活協同組合くまもとに委託実施しております。

これまでの12年間の事業実績としましては、新規面談による相談件数が約8,600件、貸付額は、合計約2億9,000万円となっております。平成28年度から支援の対象者を熊本地震の被災者にも拡大し、1.5%の特別金利で生活資金の貸付けを行っております。

また、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症に伴う失職や収入減などの相談が増加し、それらの方々の生活再生支援も実施しております。

昨年6月の県議会でも同様の請願が行わ

れ、御採択いただいております。本事業は、多重債務者、熊本地震や令和2年7月豪雨の被災者、さらには感染症に伴う経済状況の低迷により困窮された方々の生活再生を支援する観点からも非常に重要な事業と考えております。

説明は以上です。

○中村亮彦委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第38号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第38号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認めます。よって、請第38号は採択とすることに決定いたしました。

次に、請第39号を議題といたします。

請第39号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○工藤労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

請第39号、感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度求める請願について御説明いたします。

請願の内容につきましては、裏面、2ページの請願項目を御覧ください。

まず、1の(1)では、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買いたたきや支払い遅延等をなくすため、関係法を改正すること、また、最低賃金を引き上げる

ための中小企業支援策を抜本的に拡充することなどでございます。

(2)では、最低賃金は最低生計費を満たす金額とし、他の先進国並みの最低賃金額を目指すこと、また、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること、さらに、最低賃金関係の審議会や専門部会の公開性を高めることなどでございます。

(3)は、労働基準監督官を大幅増員し、監督行政を強化することです。

項目の2では、県として最低賃金引上げのための中小企業支援策をさらに拡充することです。

項目3では、賃金下限設定の公契約条例を制定することです。

以上の内容について、関係機関に意見書の提出を求めるものでございます。

執行部からは、現在の本県の経済、雇用の状況について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に中小、小規模事業者は長期にわたり影響を受けており、県内のコロナ関連の企業倒産は、4月26日時点で48件、また、解雇や雇止めは、6月3日時点で796人となっております。加えて、原油価格、物価高騰の影響も大きい中にありまして、中小企業等では、事業の継続と雇用の維持に向けて、経営努力を続けられている状況でございます。

県としては、それらの資金繰りや事業継続、雇用継続のため、様々な中小企業支援に努めているところでございます。

説明は以上でございます。

○中村亮彦委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第39号についてはいかがいたしましょうか。

（「不採択」「採択」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 採択、不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第39号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○中村亮彦委員長 挙手少数と認めます。よって、請第39号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が6件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

お手元の経済環境常任委員会報告事項、環境生活部の冊子の1ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況について御説明いたします。

まず、1の(1)認定審査の状況でございますが、平成28年度から令和4年5月までに認定審査会を34回開催し、1,384件の審査を実施しております。

今後も、引き続き、新型コロナウイルスへの感染防止を徹底した上で、丁寧に審査を進

めてまいります。

次に、(2)の認定申請の状況でございますが、未決定件数は、平成27年度末の1,264件から令和4年5月末の381件に減少しているところです。表に記載のとおり、令和3年度末現在で、未決定者の方が369人おられますが、そのうち、寝たきり等で移動が困難な方や疫学調査や検診に応じていただけない方など、審査に時間を要する方が139人、全体の約4割おられます。

引き続き、往診や送迎支援を行うとともに、申請者の個々の事情を確認し、可能な限り意向に沿えるよう、文書や訪問により調整を重ねるなど、より丁寧な対応を行ってまいります。

また、令和3年度末の未決定者369人のうち、再申請者の方が181人おられ、全体の約5割となっております。

2ページをお願いいたします。

2の裁判等の状況でございます。

現在、熊本県が被告となっている係属中の裁判は、国家賠償等請求訴訟が4件、本県の棄却決定の取消しと認定義務づけを求める行政訴訟が4件、合計8件となっております。

このうち、下の一覧表の④の行政訴訟については、今年3月に熊本地裁で判決言渡しがありましたが、原告側が県側勝訴の判決を不服として控訴を行っているところでございます。

また、⑧の行政訴訟については、今年5月に新たに提訴があったものです。

⑨及び⑩の国賠訴訟2件については、いずれも原告側が国、県側勝訴の判決を不服として上告手続中でしたが、昨年度、最高裁から上告棄却、上告申立て不受理の決定が行われ、国、県側の勝訴が確定いたしました。

いずれの訴訟におきましても、司法の場で、県としての主張、立証を行い、適切に対応してまいります。

水俣病審査課は以上でございます。

○江橋環境政策課長 環境政策課でございます。

3ページ、3、JNC株式会社の令和3年度決算の概要でございます。

アジア需要による輸出好調や化学品の主原料でありますナフサの価格高騰に伴う販売価格の値上げによる化学品の売上増加などから増収増益となり、売上高は約581億円、経常利益は約25億円でした。

この額は、平成12年のチッソ金融支援抜本策における経常利益目標額である53億円を下回る額ではありますが、これまでどおり患者補償金の支払いは確実に遂行するとされております。

その下に、JNCの過去10年間の経営状況の推移を記載しておりますが、経常利益は、平成26年度の103億円を境に減少を続け、令和3年度は少し持ち直しましたがけれども、依然として厳しい経営状況となっております。

この状況を踏まえ、チッソは、昨年3月に策定した業績改善計画に基づき、現在、構造改革などに取り組んでいるところです。

なお、チッソからの要請に伴い、平成7年一時金支払貸付金について、令和3年度から6年度までの計画期間中の償還を猶予しているところでございます。

その下の参考1は、経常利益の配分図でございますが、左側が昨年度、右側が今年度でございます。

国の関係省庁と県が参加しますチッソ金融支援連絡会議で申し合わせたルールに基づき、今年度は、右下の枠囲みの経常利益25.1億円で、うち無利子化相当額13.2億円を内部留保しまして、そして、11.9億円は患者補償費15.5億円の一部に充てられ、残りの3.6億円は手元現金等により支払われることとなっております。

4ページの図でございます。

今年度の金融支援について御説明いたしま

す。

右上にチッソとありますが、①の経常利益25.1億円から、その下の②の無利子化相当額13.2億円を除きまして、次に、左斜め上に矢印が出ておりますが、③の患者補償費の一部となる11.9億円を支払います。

これにより、その下の二重枠で囲っております⑥の公的債務における可能な範囲で返済に当たる額は、今年度も0円となります。

よって、連絡会議で申し合わせたルールに基づき、図の左から2列目、二重枠で囲っております本年度の患者県債の約定償還額5.4億円、これがそのままチッソ返済額の不足額となります。この不足額5.4億円につきましては、図の中ほどに左向きの幅広の矢印が2本ございますが、金融支援抜本策によりまして、その8割の④4.3億円、これを国庫補助金、そして、その上の2割の⑤1.1億円が特別県債で手当てされることとされております。

なお、この特別県債につきましては、元利償還金について100%交付税措置がなされております。

次に、図の左下に並んでおります3つの県債、平成7年一時金県債、特別県債、平成22年一時金県債につきましては、支援措置に基づきまして、チッソからの返済が猶予されているため、県として、令和4年度に償還すべき分を一般会計から繰り出して返済するものでございます。

なお、この繰出金につきましても、大部分は交付税措置がなされております。

今後とも、水俣病患者補償の支払いに支障を来すことがないように、国と共に行政改善計画の進捗状況をしっかり注視しながら、原因企業であるチッソに対し、水俣病問題の責任の遂行を求めてまいります。

環境政策課からは以上でございます。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます

す。

5ページをお願いいたします。

水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検調査結果について御説明いたします。

1の水俣湾の水質等の水銀調査結果でございます。

(1)の調査の趣旨のとおり、平成13年に策定した水俣湾環境対策基本方針に基づき、中長期的視点から水俣湾の環境状況を把握するために毎年実施しているものでございます。

令和3年度の結果は、(3)のとおり、水質及び地下水ともに、総水銀は検出されておられません。また、底質も暫定除去基準値を下回っております。さらに、魚類調査につきましても、水銀の暫定的規制値を下回っております。

(4)の今後の対応ですが、今年度も、引き続き同様の調査を実施する予定としております。

次に、6ページをお願いいたします。

2の水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

これは、港湾課、都市計画課が担当しております。 (1)の点検、調査の趣旨のとおり、水俣湾環境対策基本方針に基づき、埋立地の安全性の確認と必要な補修の把握を目的として、毎年実施しているものでございます。

令和3年度の結果は、(3)のとおり、アの埋立護岸前面海域及び埋立地内地下水の水質調査では、総水銀は検出されておられません。イの地盤調査では、異常な沈下及び陥没は見られませんでした。ウの構造物変状調査でも、構造に影響を及ぼすような変状等は見られませんでした。

今年度も同様の点検と調査が予定されております。

環境保全課は以上です。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

本年3月に第13次鳥獣保護管理事業計画を策定しましたので御報告します。

鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣保護管理法の規定に基づき、5年ごとに策定しているもので、今回は第13次計画となります。

中段左側の基本的な項目でございますが、この計画では、ここに記載しております1から6の項目について定めております。

右の取組の成果の欄を御覧ください。

これまでに、1の鳥獣保護区などの指定、2の捕獲許可基準の緩和などに取り組んでまいりました。

3の第二種特定管理計画ですが、農林産物の被害が著しいイノシシと鹿については、それぞれ管理計画を定め、捕獲に取り組んでおり、イノシシ、鹿とも平成29年度に比べて捕獲頭数が増えています。

4の鹿の生息状況でございますが、令和元年度の調査では、推定生息頭数が8万9,000頭となっています。

下段の取り組むべき課題でございますが、1の鳥獣の管理の強化では、引き続き、イノシシ、鹿の管理に取り組む必要がありますし、3の人材育成も重要な課題となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

今回の第13次計画でございますが、おおむね前回の第12次計画を引き継いでおります。

施策の方向、1の被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の緩和でございますが、カモなどの一部鳥獣について、許可の期間や捕獲数などを緩和しております。

2の特定鳥獣に対する管理計画の継続でございますが、一部猟法の規制解除、特定休猟区での可猟、狩猟期間延長を継続することとしております。また、鹿につきましては、今計画において、8万9,000頭を4万4,000頭に

半減させることを目的としております。

3の担い手育成の継続拡充でございますが、若手狩猟者の増加促進に向けて、農業系高校の生徒等を対象に、狩猟免許試験の取得支援や減少する銃猟免許取得者の確保、育成に取り組めます。

4の野生鳥獣に由来する感染症対策でございますが、サーベイランスの実施など、鳥インフルエンザ、豚熱等の感染症対応に取り組んでまいります。

自然保護課の説明は以上でございます。

○東田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

6月県議会に提案しております熊本県産あさりを守り育てる条例について御報告させていただきます。

9ページをお願いいたします。

資料は、17ページまであります。9ページの概要で御説明いたします。

まず、背景についてですが、令和4年1月の報道や2月の国の調査を受けまして、産地偽装が熊本ブランド全体の信頼を揺るがす事態に至りました。

この危機的状況への対応としまして、2月1日の熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言以降、これまで産地偽装を防ぐ仕組みに係る体制の構築を進めてまいりました。

条例制定の目的は、消費者の信頼を回復し、純粋な県産アサリを県民を挙げて守り育て、適正に流通販売させていくことであり、条例には、産地偽装根絶の3原則に掲げる取組の着実な実施と県産アサリの資源回復を図るための施策を規定しております。

条例のポイントは3点です。

まず、ポイント1の漁場と県産アサリの育成についてです。

県としては、純粋な熊本県産アサリを守り増やすという本来の漁業振興に向けて、輸入アサリの蓄養業から漁業への転換を政策的に

誘導していくこととしております。

このため、蓄養が行われている漁場につきましては、あさり資源特別回復区域に指定し、県産アサリ資源の保全及び回復に向けた集中的な取組を支援することとしております。

また、県産アサリ資源に注力する漁場につきましては、資源の保全及び育成を図る取組を行う区域としまして、あさり資源育成促進区域に指定し、生産性が向上するような支援を行うこととしております。

具体的な支援については、漁場の特性に応じたソフト及びハード事業への支援策を行っていきたいと考えております。

次に、ポイント2の適正な流通、販売についてです。

熊本県産あさり販売協力店の認証やデジタル技術の活用で、漁獲から販売までを一元的に監視するシステムを導入し、確実な産地証明と偽装監視ができる体制、いわゆる熊本モデルの流通、販売の仕組みを整えました。

今月から、県産アサリの出荷は、第2ステージとして本格化しますが、この熊本県産あさり販売協力店について、条例での位置づけを行うことをしております。

次に、ポイント3の書面の備付けについてです。

販売業者には、取引記録などの書類作成とその3年間の保存を義務化し、産地偽装を防ぎ、熊本ブランドの信頼を回復することとしております。これは、適正な流通、販売に資する原産地表示のために、長いところルールによる書類の保存について厳格化を図るもので、違反した場合については、勧告、そして公表する旨を規定しております。

なお、産地偽装の疑いがある場合については、産地偽装110番等に寄せられた情報に基づき、徹底的な調査を行いながら、食品表示法等の関係法令による厳格な取締りを行うこととしております。このため、条例では最小

限の規制にとどめ、罰則を規定していません。

次に、施行期日につきましては、原産地の表示等に係る部分を令和4年7月1日から、漁場の指定及び販売協力店の認証に係る部分を9月1日から区分して施行することとしております。

くらしの安全推進課は以上です。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

18ページをお願いします。

今年の3月に策定した熊本県食品ロス削減推進計画について報告いたします。

1、策定の趣旨ですが、食品ロス削減を総合的に推進し、持続可能な社会の実現を図るため、外部有識者の会議の意見やパブリックコメントを経て作成したところです。

2、計画期間は、令和4年度から7年度の4か年としております。

3、計画の概要ですが、(1)計画策定の背景として、600万トンもの食品ロスが発生する国内の現状、世界的にはSDGsの目標にもなっており、食品ロス削減推進法で都道府県による計画の策定が努力義務とされております。

(2)本県における課題として、県民や事業者アンケートを実施し、消費者の意識改革、事業者の商慣習見直し、余剰食品の有効活用などが挙げられます。

そこで、(3)施策の展開として、意識改革や行動変容、発生抑制や未利用食品の有効活用、そして県民運動の機運醸成を柱に、全庁的に連携し推進してまいります。

特に、重点的な4つの行動を四つ葉のクローバー運動として実施します。

具体的には、買物時の手前取りは、すぐに食べる物は商品棚の手前から選ぶ、あくまでも、すぐに食べるものですので、誤解を招かないようにセットで周知を工夫したいと思っ

ております。

外食時の食べきり運動は、食べきり協力店の利用や宴会での3010運動、企業に呼びかけるフードドライブは、社員の家庭で眠っている食品を集め、必要とする団体に提供、モニターを募った食ロスチェックは、食品ロス発生の課題や改善策をフィードバックという4つの行動を推進します。

最後に、(4)計画の目標として、削減に取り組んでいない消費者割合を10%以下にすること、食品ロスを7年度までに6%削減し、県民1人1日当たり83グラムから78グラムの5グラム削減することの2つです。

参考までに、国の目標との比較を表にしておりますが、2つともより高い目標を目指すことにしております。

計画の概要は、次のページに添付しておりますが、しっかり取り組んでまいります。

消費生活課は以上です。

○津川商工政策課長 商工政策課でございます。

熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組について御報告いたします。

A3カラー横書きの概要版を御覧ください。

この条例は、本県の中小企業振興の基本となるものとして、平成19年3月に議員提案で制定されたものです。報告に当たって、熊本地震及び令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興の推進と新型コロナウイルス感染症への対応という2つの観点から取組を整理しております。

なお、2ページ目以降の詳細版につきましては、条例に掲げられた基本方針の施策に沿って整理をしております。

まず、左側の令和3年度取組について、主なものを御説明いたします。

Iの熊本地震、7月豪雨災害関係では、1つ目の丸、3つ目の丸にあります。グルー

プ補助金及びなりわい再建支援補助金などにより、中小企業等の支援を行いました。

続きまして、Ⅱの新型コロナウイルス感染症関係では、1つ目の丸の資金繰り支援、2つ目の丸の時短要請協力金や5つ目の丸の雇用維持奨励金の支給、9つ目、下から3つ目になりますけれども、くまもと再発見の旅の実施など、感染防止対策と地域経済のベストバランスを図りながら、中小企業の支援に取り組んだところでございます。

続きまして、右側に移りまして、令和4年度の主な取組についてでございますが、Ⅰ、熊本地震、7月豪雨災害関係では、1つ目の丸、2つ目の丸のグループ補助金、なりわい再建支援補助金などにより、お一人お一人に寄り添った支援を継続して行ってまいります。

次に、Ⅱ、新型コロナウイルス感染症関係では、1つ目の丸の資金繰り支援とともに、3つ目の丸の事業復活おうえん給付金による支援を行ってまいります。

中ほどになりますが、6つ目の丸及び7つ目の丸の県内統一基準による飲食店認証制度を継続して運営するとともに、衛生管理設備等の導入を支援してまいります。

さらに、8つ目の丸の県内旅行助成事業くまもと再発見の旅、9つ目の丸の企業立地促進補助金等の補助率引上げなどにより、感染防止対策と地域経済のベストバランスを図りながら、中小企業の支援に引き続き取り組んでまいります。

以上、本条例に基づき、今後も、中小企業、小規模事業者の取組をしっかりと支援してまいります。

以上でございます。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、くらしの安全推進課の報告は、経済

環境常任委員会のほか、農林水産常任委員会に関する内容が含まれております。質疑の中で、本日お答えできないものについては、後日、担当部局より御説明させていただきますので、御了承ください。

質疑はありませんか。

○吉永和世委員 水俣病審査課の説明をいただきました。本当ありがとうございました。

平成27年ですかね、1,264件というのがあって、今大分減少したという報告がございました。これは、蒲島知事が被害者の救済をより早くやるために、4年間で1,200件を達成するという目標を掲げられて取り組まれたというような記憶がございます。そのために、申請が多かった天草地域にも何か機材を持ち込んでやる対応をしていくんだということをおっしゃったわけですが、その成果というのは、この数字に表れていると思うんですけれども、それで間違いはないですか。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

今委員のほうから御指摘、御質問がございましたとおり、知事3期目の任期中、熊本復旧・復興4か年戦略に1,200件の審査を目標と掲げまして、審査を進めておりました。

今委員のほうからもお話がございましたとおり、天草地域の申請者の方もいらっしゃいましたので、天草地域のほうに検診ができる場所等を設置いたしまして、着実に審査を進めた結果、先ほど御説明したように、令和3年度末で369件まで申請件数のほうが減少している状況でございます。

先ほど御説明したとおり、審査に時間を要する方々が、そのうち約4割いらっしゃいますので、現在の4期目の目標、新しいくまもと創造に向けた基本方針におきましては、申請者の個々の事情に丁寧に対応していくということを目標に掲げ進めておりますので、こ

の残りの方たちに関して、着実に、一件一件丁寧に認定審査を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 丁寧に審査を進めていただきたいなというふうにお問い合わせしたいと思います。

ただ、この申請件数が平成28年から徐々に減ってきているという中で、令和3年が急にこう増えている、108件という形で増えてますが、これは何か要因があるんですか。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

今委員御指摘がございましたとおり、R3年度の申請件数が108件ということで、前年度と比べますと増加をしているところでございます。

この申請理由につきましては、申請者の方に個別にお尋ねをしていないため、詳細に関しては把握しておりませんが、令和3年度の申請者の状況を見ますと、再申請者の割合が大幅に増加をしているところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 先ほど、未決定者で約5割が再申請者ということで、その再申請者の数の分が増えたということですか。再申請とか、何回再申請できるんですか。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

令和3年度の108件のうち、再申請者の割合が、具体的に申し上げますと、86人、約8割というふうになっております。

あと、再申請に関しましては、現在の公健法の規定の中では、申請回数を制限する規定はございませんので、再申請は可能となって

おりますので、申請される方がいらっしゃる限り、我々としては認定審査を丁寧に進めていくということで進めているところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 そういうルールがあつての再申請ということですね。それは問題はないということですね。分かりました。

それで、先ほど、検診等に応じていただけない方という、ここがちょっとどういうことかなと思うんですけども、要は、認定申請をするということは、症状が何かあつて、早く救済を求める方が、要は申請されるんだと思うんですけども、早く検診を受けたいというのが普通だと思うんですが、検診等に応じていただけない、これは何か理由があられるんですか。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

今委員御指摘がございましたとおり、中には検診等に応じていただけない方がいらっしゃるんですけども、この方たちに関しましては、我々のほうでは、例えば、電話、文書、あと自宅訪問により審査を受けていただくようお願いをしているところでございますが、理由をお伺いしますと、その大半の方が、一つは仕事が忙しくて都合がつかないというお話、あとは体調不良により外出ができないということ、あと、最近、コロナ感染が拡大して以降は、コロナ感染のほう心配なのでしばらくはちょっと差し控えたいという方がほとんどの理由でございまして、それぞれ申請者の方、個々の事情により理由が違いますので、お一人お一人丁寧に寄り添った形で、我々審査を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 検診等に応じていただけないというのが、ちょっと意味がよく分からないんですけども、今応じていただくように電話とか家に訪問してやっていただいているということで、それはもう本当ありがたいなというふうに思いますので、今後もより丁寧に進めていただければというふうに思いますが、ちなみに、これは検診等に応じていただけない方で、長い方で何年ぐらい受けていらっしゃる方がいらっしゃるんですか。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

個別の事情がそれぞれおありですので、詳細に関しては差し控えさせていただきますけれども、今この369人のうち、10年以上を超えていらっしゃる方が10人いらっしゃるという状況でございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 審査を受けたいという方が申請されて、10年受けていらっしゃる方が10名ですか。そういう方というのは、特別な理由があるんだろうというふうに思いますので、その方々には、先ほど言いましたけれども、しっかりと丁寧に早く検診を受けていただくように、ぜひお願いしたいと思えます。よろしくをお願いします。

○中村亮彦委員長 ほかにありませんか。

○橋口海平委員 食品ロス削減推進計画、これは単純なことなんですけど、この前、竹崎委員が一般質問で取り上げたときに、四つ葉のクローバーのマークが出てきて、隣にいた先生が、この言葉の意味が全然分からぬというような話がありました。このことを県民運動としてやっぱりやっていくんだしたら、もっと何か分かりやすい言葉とかそういうのも使ったほうがいいんじゃないかなと思ってるん

ですが、いかがでしょうか。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

今委員から御指摘の、言葉が分かりにくいというお話がございました。これから、いろいろPRをしっかりとやって、県民の方々にお伝えしていきたいと思っておりますけれども、その中で、チラシであったり、また、テレビのCMであったり、そういったところを使いながら、より分かりやすく丁寧に県民の方にお伝えできるような言葉を選びながら考えていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○橋口海平委員 よろしくをお願いします。

○中村亮彦委員長 ほかに。

○鎌田聡委員 アサリの条例の関係でちょっとお尋ねですけれども、1つは、熊本県産あさり販売協力店の認証ということで、これを取っていかれるということでもありますけれども、これを認証されなければ、何か逆の意味で、アサリを販売するのが疑わしく思われるけれども、何か取るのは煩わしいという方もいらっしゃるんじゃないかなと思いますけれども、これは、認証というのは簡単にできるんですか、手続的に。どういう形で進められるのでしょうか。

○東田くらしの安全推進課長 認証制度につきましては、水産のほうで本格的にはやられることになると思いますので、明確な回答はできないかもしれませんが、直販ということで、漁業者が直接採貝をされまして、それを熊本産としてお店のほうに出荷されるということも可能と聞いておりますので、その点については、特段、必ずこの認証のところを通過していく必要を感じていただく必要

はないというふうになります。

以上になります。

○鎌田聡委員 必ずしもということではないと思いますけれども、やっぱりこれがなければ、そういった消費者の信頼とか、そういったものにつながらない部分もあるかと思imasuので、可能な限りというか、できれば全部、このように認証店になっていただく、協力店になっていただくというのが、一番の理想形だと思いますので、漏れなくそこをしっかりと対応して、煩わしいから拒みますということにならないような手続の在り方も含めて、しっかりとやっていただきたいと思imasuので、その点はお願いしときます。

○中村亮彦委員長 よろしいですか。

○鎌田聡委員 はい。

○中村亮彦委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

最後に、その他のその他に入りますが、本日は、3密を防ぐため、出席職員を限定しておりますので、この場で回答できない場合は、後日文書等で回答させていただくことといたしておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、委員の先生方から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これを持ちまして第3回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後0時8分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長